

第21回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成20年8月26日(火)に「第21回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。当日は報告として、前回(第20回)委員会審議のまとめがなされ、また前回に引き続き、基本理念・基本方針、ガイドライン、ガイドライン制定後の委員会審査について審議されました。

開催日時：平成20年8月26日(火) 13:30～16:45

場 所：野洲市中央公民館 第1集会室

参加者数：委員8名 河川管理者3名 傍聴者9名



▲第21回河川保全利用委員会

議事次第

1. 開会
2. これまでの審議経過と今後の審議の進め方について
3. 議事
 - 1) 第20回委員会活動の整理事項
 - 2) 基本理念・基本方針について
 - 3) ガイドラインについて
 - 4) ガイドライン制定後の委員会審査について
 - 5) 今後のスケジュールについて
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. その他
6. 閉会

配布資料

- ・議事次第
- ・これまでの審議経過と今後の審議の進め方について
- ・第20回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・第20回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・基本理念と基本方針に係るこれまでの検討経過
- ・基本理念と基本方針について
- ・ガイドラインについて
- ・審査表について
- ・ガイドライン制定後の委員会審査について
- ・今後のスケジュールについて

第21回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)審議の概要

1. これまでの審議経過と今後の審議の進め方について

これまでの審議経過の説明を行い、基本理念・基本方針及びガイドラインについて平成21年1月には公表をお願いしたいこと、また委員任期について平成20年11月6日に満了するが、平成21年3月末まで延長する措置をお願いしたいことを説明しました。

2. 基本理念・基本方針について

これまでの検討経過について説明がなされた後、審議が行われました。委員からは以下のようない見がありました。

【基本理念】

- ・文章のまとめ方としては基本理念と基本方針は分けて記載すべきである。
- ・具体的な利用を示した6項目を基本理念とすることはふさわしくない。
基本理念は淀川水系全体の考え方である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とすべきである。
- ・淀川水系全体の考え方を基本理念として、具体的な利用形態として6項目を掲げた方が理解しやすいのではないか。

【基本方針】

- ・5項目の基本方針の記載は統一性を持たせるべきである。
- ・5項目の基本方針と各占用区域ごとの基本方針との関係がわからない。
- ・各占用区域ごとの基本方針はガイドラインの中に入れれば理解しやすい。

基本理念・基本方針については事務局にて再整理し、次回委員会で引き続き審議することとなりました。

3. ガイドラインについて

これまでの検討経過について説明がなされた後、主に以下の3点について審議がなされました。

【ガイドライン作成主体について】

ガイドラインは河川管理者が作成し、委員会は意見を述べることが確認されました。

【ガイドラインに替わる名称について】

マニュアル・手引き・手順・ガイドなどの名称案が出されました。名称を決定するまでには至りませんでしたので、事務局にて名称案を再整理して次回委員会に提示することとなりました。

【審査表について】

- ・継続利用の記載内容をもう少し検討するべきである。
 - ・「整備」という言葉は新規の場合も、既存施設の改変の場合も使用するのではないか。
- 事務局にて記載内容等をチェックし、次回委員会にて引き続き審議することになりました。

4. ガイドライン制定後の委員会審査について

前回委員会にて提示した4つの案を事務局にて再検討した結果、新たに3つの案が提案され、それについて審議が行われました。委員からは以下のような意見がありました。

- ・委員会は少ない方がよいか、完全になくしてしまうと、河川管理者の担当者が替わることにより考え方の継続が難しくなることが考えられるので、何らかの形でチェックが効くようにすべきである。
- ・審査に関わらず、報告を受けて意見を述べることも考えられる。
- ・許認可の話なので、C案で済めば、それが普通の許認可の姿だと思う。
- ・審査表の機能を確かめながら、B案やC案へ近づけていくという形が望ましい。
- ・C案で河川管理者が審査を行う際には、しっかりとした判断根拠を示すべきである。

笠委員長のまとめとして、「A案は誰も支持していないので、今の形態での委員会でなくてもよいということは一致しているが、B案、C案のように審査に関わっていくか、それとも審査に関わらずに報告を受けて意見を述べるのか、もう少し詰める必要がある」ということで次回委員会でも引き続き審議することとなりました。

5. 今後のスケジュール

委員任期の延長（平成21年3月末まで）について合意がなされました。なお、規約の特例という整理であることから、文章で残すなどの手続きをすべきとの委員意見がありましたので、事務局にて手続きを行うこととなりました。

今後の委員会開催予定

- 第22回委員会 日時：平成20年10月3日(金) 13:30～16:30(開場13:00)
場所：野洲市中央公民館 第1集会室

■主な審議内容

- ・基本理念・基本方針について
- ・ガイドラインについて
- ・ガイドライン制定後の委員会審査について

※審議内容については、進行の都合上、変更となる場合がございます。

河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所） 委員会ニュース

第23号 2008年9月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）

【連絡先】河川保全利用委員会 事務局

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0844(代表) FAX:077-546-6840

ホームページ● <http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozon/>

E-mail ● info@biwakokasen.go.jp